

佐賀県訓令甲第一号

本 庁

現 地 機 関

労働委員会事務局

佐賀県職員安全衛生管理規程（平成元年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

第十七条第一項中「第十七条第一項」の下に「及び第十八条第一項」を加え、「に同項に規定する」を「（以下この条において「現地機関」という。）に法第十九条の規定に基づく」に改め、同条第四項中「第一項に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

10 現地機関の長に事故があるときは、当該現地機関の長があらかじめ指名する者が職務を代理する。

第十八条第三項中「総括安全衛生管理者」を「職員課長」に改め、同条第四項中「から第九項まで」を「から第十項まで」に改め、「第一項に規定する」を削り、「読み替える」を、「同条第十項中「現地機関の長」とあるのは「職員課長又は現地機関の長」と読み替える」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。